川端康成「散りぬるを」論 ― 「合作」としての「小説」

仁 平 政 人

「散りぬるを」は、川端康成自身が「或る犯罪記録の潤色」と述 「散りぬるを」は、川端康成自身が「或る犯罪記録の潤色」と述 でいるように現実の殺人事件およびその「記録」に基づく小説で られるテクスト群の一編として位置付けられている。こうした「犯 野小説」群は、素材的な特異さもあって、川端テクストの中でもし 罪小説」群は、素材的な特異さもあって、川端テクストの中でもし でもしば「異色」なものとして扱われてきた。しかし、「犯罪小説」 と打 が所謂がしば「異色」なものとして扱われてきた。しかし、「犯罪小説」 と括 でもの」の一篇としてあったということも示唆するように、こ うした諸テクストはむしろ、〈現実〉のコンテクストとの交通を多 うした諸テクストはむしろ、〈現実〉のコンテクストとので通を多 うした諸テクストはむしろ、〈現実〉のコンテクストとので通を多 うした諸テクストはむしろ、〈現実〉のコンテクストとので通を多 が所謂 がに試みていた初期川端文学の脈絡の中で位置付けることができる と考えられる。そしてこうした「犯罪小説」群の中でも、「散りぬるを」は川端の高い自己評価とあわせて、代表的なテクストとして るを」は川端の高い自己評価とあわせて、代表的なテクストとして るを」は、川端の高い自己評価とあわせて、代表的なテクストとして るを」は、川端の高い自己評価とあわせて、代表的なテクストとして るを」は、川端原の高い自己評価とあわせて、代表的なテクストとして るを」は、川端原は、川端原の一般では、川端原の一般できる と述るのとしている。

であったと言われるように、「散りぬるを」もまた三島由紀夫によしかし、川端の「犯罪小説」が全般的に研究史からの「排除領域」

宏氏の論や、昭和初期の「写真論」の問題系の中で「散りぬるを」 倫太郎氏の諸論考が示され、このテクストに対する本格的な研究は 明と、それに基づくテクストの検討を行なった小林芳仁氏、 評性を捉えた新城郁夫氏の見解や、素材となった事件・文献の解 るテクストの機構を詳細に検討し、「犯罪という物語」に対する批 う)。一九九○年代以降になって、「多層な語りの切り結び」からな 以上にわたり事態は殆ど変化することがなかったと言っていいだろ だ正当な批評を受けてゐない」という不満を漏らしてから、半世紀 却されつづけてきた(その意味で、このテクストの評価に川端が「ま る解説等を例外として、長く十分な分析の対象となることもなく閑 ②とする検討が進められつつある近年の研究動向と並行していると言えする検討が進められつつある近年の研究動向と並行していると言え の位相を捉える樋口久仁氏の論のように、多様な視点からの見解が ようやく緒についたと言える。近年では、横光利一が後に提起する 示されている。こうした研究状況は、 「純粋小説論」(『改造』昭和十・四)との共通性を指摘する真銅正 川端の「犯罪小説」全般に対

も「散りぬるを」が示す特異なディスクールのありようであり、またしがたい。こうした傾向の下で等閑視されてしまうのは、何よりに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・審美観などと直接的に結びつけ、あるに取り上げて川端の小説観・客見出していたことをはじめ、その「小後作品の「解説的な役割」を見出していたことをはじめ、その「小後作品の「解説的な役割」を見出していたことをはじめ、その「小場」を対しては、早くに三島由紀夫が川端の戦ところでこのテクストに対しては、早くに三島由紀夫が川端の戦ところでこのテクストに対しています。

を課題とする。

にとを通じ、川端文学におけるその位相を再考する視座を開くこと件〉をめぐる言説の受容や、様式的な特質を視野に入れて分析する以上の点を踏まえ、本論では「散りぬるを」について、現実の〈事

たそれが持つ意義ではないだろうか。

確認しておきたい。作中で引用される「捜査記録」等の典拠となったテクストについて検討にあたり、まず「散りぬるを」の素材となった事件、および

る唯一の「残された」ものである「訴訟記録」を読み、あるいは自た二人の女性(瀧子・蔦子)を失った小説家「私」が、事件に関す「散りぬるを」は、「五年前」に起こった殺人事件で弟子であっ

りぬるを」と『病的殺人の研究』との関係について、簡単に検討を 多くの法的な言説を対話の相手として取り込むことにより成立して じめとした小説独自の設定をふまえても、テクストの物語世界内の にした。その後、片山氏の調査により、作中で数多く取り上げらられた「女性理髪師二名絞殺事件」に基づいていることを明らか 試みておきたい。 らかにされている。もちろん、語り手「私」と被害者との関係をは いるテクストの性格であるだろう。以上のことを踏まえつつ、「散 い。ここで問題とすべきは、あくまで「調書」をはじめとして、数 出来事と外的な現実の事件とを単純に重ね合わせることはできな つつ、「ほとんどそのままの形で」引用されたものであることが明 究』(南北書院、昭和六・七)から、若干の修正や改変等を施され の記録などといった文書類が、全て菊地甚一の著書『病的殺人の研 を手がかりに、昭和三年八月一日に起きて新聞等でも大きく報じ は、小林氏が作中の日付に関する記述(「五年前」の「八月一日」) う枠組みを持つテクストである。この作中に描かれる事件について らの記憶を辿りつつ、その思考を「小説」として記述していくとい れる「調書」や公判の記録、「予審終結結審書」、あるいは精神鑑定

言」で、精神医学の「科学」的な「真理」の追究が裁判における鑑人殺し=無期懲役-」として取り上げられている。菊地は同書の「緒し、山川通夫(仮名)」)の事例は、その中で「変質者をの三-二した書物であり、「女性理髪師二名殺人事件」の被告人(同書中でした書物であり、「女性理髪師二名殺人事件」の被告人(同書中で、『病的殺人の研究』は、刑事事件の被告人の精神鑑定に多年携わ

まの重大な「責任」に直結しているとすると共に、鑑定者により結定の重大な「責任」に直結しているとすると共に、鑑定者の基しいやう」な被告人の「言葉や思想」をそのまま引用を撞着の甚しいやう」な被告人の「言葉や思想」をそのまま引用でも「例証」たりうる事例を取り上げ、「鑑定書に基いて」「一見矛に寄与することを目的として掲げている。筆者が携わった鑑定の中合がある現状を問題視し、より適切な「精神病と法律学の」「交渉」場が異なってしまう(それにより「司直の判断を誤らしむる」)場果が異なってしまう(それにより「司直の判断を誤らしむる」)場にあるとすると共に、鑑定者により結合の重大な「責任」に直結しているとすると共に、鑑定者により結

の成立に大きな役割を果たしていることは確かである。 人の研究』の受容は、 述に導かれていると考えられよう。以上のような意味で、『病的殺 等と合わせて「無期懲役」という判決結果のみを記載する菊地の記 かわらず「無期懲役」を宣せられたという、「散りぬるを」冒頭の 踏まえることによって成立していると見ることができる。また、 録等と並置して検討を行なう『病的殺人の研究』の叙述をある程度 らの犯人への聴取・精神鑑定の記録を刑事・検事らの調書や公判記 の文書を並べ、その差異に目を注ぐ「散りぬるを」のあり方は、 ものではない。 単に「訴訟記録」を引用する上で参照された文献という点に留まる (物語内容の前提を為すというべき) 記述も、自らの精神鑑定記録 :が裁判で「変質者」の「意識混濁」中の犯行と認定され、にもか さて、この『病的殺人の研究』と「散りぬるを」との関わりは、 その物語内容や様式的特質まで含めて、「散りぬるを 例えば片山氏も指摘するように、様々な「調書」等 素材や引用文献といったレベルにとどまるも 事 自

っているということであろう。

より重要なのは、こうした「散りぬるを」のあり方が、「医学的で 客観的」であることを装う菊地の記述の虚構性をあぶりだしてしま 客観的な記述」と対照的な「不気味な迫力」を捉えている。 方である。片山氏はこうした「私」のあり方に、「菊池の医学的で 書間を比較対照し、その「小異」を詳細に拾い上げようとするあり 意したいのは、片山氏も顕著な「執拗」さを指摘するような、 も言うことができるだろう。特に、「散りぬるを」の特質として注 を繰り返し強調する「散りぬるを」とは、方向性において対照的と ようとする菊地の記述と、「訴訟記録」が持つ「小説」性=虚構性 らば、裁判に貢献するような事件の「科学的」な〈真相〉を追究し るというわけではない。実際、この二つのテクストを並べて見るな とを同列のものとして引用してしまうという点も示唆するように、 た記録類と、菊池の(本来メタレベルにあったはずの)分析的記述 「散りぬるを」は、菊池の著書を無批判に枠組みとして受容してい ただし、『病的殺人の研究』の構成を解体し、 同書中に収められ

時的」な「意識障害」のさなかのものと認定する法医学的な判断の然となつた」ものと解釈している。このような解釈が、犯行を「一目し、それ以前の記憶の明確さと対比して、「つ○よ」を「誤つて目し、それ以前の記憶の明確さと対比して、「つ○よ」を「誤つては自らの尋問で示された、犯人の「何処までが本当であるか、自分は自らの尋問で示された。犯人の「何処までが本当であるか、自分は自らの尋問で示された、犯人の「何処までが本当であるか、自分は自らの尋問で示された。犯人の「何処までが本当であるか、自分は自らの尋問で示された。

しろ殺人行為の〈真相〉に関する雄弁な証言と見なされていると言同書から判断する限り、こうした供述の曖昧さは菊地においてはむそこに「調書の虚構性」への意識の「萌芽」を読み取っているが、曖昧さにおいて他の「調書」に「疑念を抱いた」可能性を指摘し、根拠となっていることは明瞭だろう。片山氏は菊地が犯人の供述の根拠となっていることは明瞭だろう。

る菊地のいわば精神医学的な欲望を脱臼してしまう性格を持ってい 事件に〈「朦朧状態」による犯行〉という〈真相〉を与えようとす いると言うことができよう。このように「散りぬるを」の記述は、 し、三郎の「自白」全体に関わる「小説」性=虚構性を取り出して 定しようとする「正気」と「狂気」(「意識障害」)の分節を無効化 郎の跨つた」位置)。すなわちこうした「私」の語りは、菊地が設 れた経緯、そして殺人の起こる「重大」な契機を為したはずの「三 彫りにする方向で示されているということである(蚊帳の吊手が切 に関する「陳述」に対して、その「あやふや」さ・不確かさを浮き 瀧子(『病的殺人の研究』では「つ○よ」)に対する刺傷以前の行為 が、『病的殺人の研究』では意識明瞭時の行為と見なされている、 こうした一私」の各「調書」間の「小異」を取り出そうとする試み であるという主張の根拠としている。しかしここで留意したいのは、 示す言葉を繰り返し取り上げ、そのことを「調書」が「合作の小説 かはつきり区別出来なくなつてしまつた」といった供述の曖昧さを なんですか、(中略)今頭にあるものが、この二つのうちどつちだ こまでがほんたうに私が自分でその時のありさまを覚えてゐたこと 一方、「散りぬるを」の語り手「私」もまた、犯人たる三郎の「ど

ると言っていい。

うな言葉とも明瞭に連動していると考えられる。なお、このような「散りぬるを」の性格は、作中における次のよ

一切論、狂気と正気とのけぢめは明らかでないといふ意見を推
 一切論、狂気とないたらう。
 私は異論をとなへやうとは思はない。裁判官の務めは、そこられば異論をとなへやうとは思はない。の世のすべてのものごとは、ことごとく必然であつて、またことごとく偶然であるといふことにならぬと、この問題はかたがのかない。しかしそんなところまで考へてゐては、裁判など出偶然とは同じであるといふことにならぬと、正気地ながあたりで終つてゐるのだらう。

の回避において成り立つものに過ぎないと位置付ける。このような

の語りは、このような思考と明瞭に対応していると見ることができ つ構築性=「小説」性を絶えず剔出し、その読みかえを試みる「私 虚構として捉える認識に他ならない。訴訟記録や精神医学言説の持 は、言語一般(「すべての言葉」)も社会的な営為としての「刑罰 な遊びなら、…」という言葉であるだろう。ここに示されているの に見られる、「所詮すべての言葉も無期懲役といふ刑罰も同じやう 「私」の思考を最も明瞭な形で提示しているのは、テクストの後半 同様に(「事実」自体からは切り離された)「遊び」=人為的な

可能だと考えられる。 とする体の(定型的な)「探偵小説」に対する批評性を見ることも は、犯罪に至る「人間」的な動機の解明(=意味づけ)をモチーフ めぐる言説が数多く流通していた昭和十年前後の言説空間、あるい したテクストのあり方には、雑誌等のメディアを通じて「犯罪」を この「散りぬるを」が共有していることは明瞭だろう。そしてこう 事件の〈真相〉に向かう目的論的な思考を解体するような性格を、 以上の意味で、川端の他の「実録的犯罪小説」に見出されてきた、

調するならば、このテクストの重要な性格をとりのがすことにつな 合いにおいて成立していると見られるのである。以下、その具体的 的な位置に立ち続けるわけではなく、むしろそれらとの複雑な絡み おいて「私」の思考(「私の小説」)は、「訴訟記録」に対して批評 がるように思われる。いささか先走って言えば、「散りぬるを」に ただし、以上のような「犯罪」に対する批評的な性格を過度に強

な消息について、検討を進めることにしよう。

にかられてゐることがある。 葬場の釜へ電火の入る、ごおうといふすさまじい音も聞いたの も拾つてやつたこととて、彼女等の肉体を灰にするために、火 ろ一種の肉体的な誘惑を感じさせるのである。私は彼女等の骨 今となれば、私を一種の阿呆らしい虚無感に落すよりも、むし れた加害者山辺三郎も一昨年獄死し、もう事件から五年も経た とは眼を覚まさなんだ。 —— といふことは、無期懲役を宣告さ 自分達の殺されるのも知らずに眠つてゐた。少くともはつきり かりすると、今でも私は目の前のそれをとらへようとする思ひ であるが、彼女等の若さは、やはり私から消え去らない。うつ 瀧子と蔦子とが蚊帳一つの中に寝床を並べながら、二人とも、

ていくことになる。 説」として綴っていく「私」の語りにより、テクストは形づくられ する記憶を辿りつつ、「失はれた過去」に向けて思考をめぐらし、「小 ということを示す所から始まる。そして以降、事件に関する唯一の 性達に惹き付けられ、「それをとらへようとする思ひにかられ」る 件から五年を隔てた時点において、事件のあり方及び被害者たる女 「残された」ものである「訴訟記録」を読み、あるいは瀧子達に関 右の冒頭部に示されるように、「散りぬるを」は、「私」が殺人事

一七

こうした「私」の語りは、冒頭から度々示されるように、

事件時

る必要があるだろう。 ことの不可能な」「非在」のものと位置付けつつ、そこに「私の小 意味で、まずはこの「私の小説」のあり方について、慎重に確認す 構成する一つの〈物語〉であると言うべきではないだろうか。その いは「生命」の表象不可能性という事柄)もまた、「私の小説」を ることも示唆するように、「とらへがたい」「生命」なるもの(ある 説」を「脱=中心化」する性格を見出している。しかし、そもそも 新城氏は、この瀧子たちの「生命」を、「書き出すこと現前させる それに近づくように「私」の思考を誘っていくと言うことができる。 がむづかしい、生命の秘密」や「とらへがたいもの」というように、 ているとされる。この瀧子たちの「生命」は、「文章には現はすの た「若さ」や「生命」などに「誘惑」されることにおいて動かされ に「二人とも、自分達の殺されるのも知らずに眠つてゐた」という 「私の小説」が正しくこうした「生命」をめぐって語り出されてい 「私の小説」において表象し難いものとしての位置を与えられつつ、 〈事実〉と、それを通じて見出される瀧子・蔦子の「生き生き」し

といった否定的な感慨を示しつつ、瀧子たちの死を考える上で「私」明示し、また「こんなものを写し取つておきさへしなければ、…」れば、「肉体的な誘惑」というように身体的・直接的な形で受け止れば、「肉体的な誘惑」というように身体的・直接的な形で受け止れば、「肉体的な誘惑」というように身体的・直接的な形で受け止れば、「肉体的な誘惑」というように身体的・直接的な形で受け止れば、「肉体的な誘惑」というように身体的・直接的な形で受け止れば、「肉体的な誘惑」といった否定的な感慨を示しつつ、瀧子たちの死を考える上で「私」のられば、「肉体の大きないのは、「私」が瀧子たちの「生命」を見出している。

取りあげられてきた、瀧子の写真に関する次の場面と対応している。

せる黒で、傷口が写つてゐた。 に拭き取つてあつた。薄墨の乳暈の下に、えぐれた深さを思は

ま。 「他のでは、 なくがなに体をあけひろげて歓喜の極みのやうに見えま。 を介の驚嘆をごまかしたのであらうと、今は思ふ。恐怖や苦まがでいる。 な、それはただの偽善に過ぎなくて、まことは彼女のあらはなる。 私が顔をしかめて横向いたのはこの傷跡のせるだつたけれど

真の「同一でもなく、といって全く異なるわけでもない」「生成」 子の写真に対して「生命」を見出す「私」の視線は、このような写 における「ブレ・ボケ」が果たす役割として、「死者」ではなく「生 れたものだと見られることである。セルジュ・ティスロンは、写真 見出す視線が、写真の「ぼやけ」た「奇妙な出来上り具合」に導か が必要だろう。第一に確認しておきたいのは、「私」の「生命」を 能という文脈と明瞭に異質な性格を持っているということには注意 意味を表象する」ものと論じている。興味深い見解であるが、ただ ら逸脱しているがゆえに、逆に彼女の〈むれるような生命〉という について、同時代的な写真論の文脈も視野に入れながら、写真=「機 者を性格づける」事物の「生成」を示す性格を指摘しているが、瀧 械の眼」が捉える身体の「無意味な細部」が「「死」という主題か **ろしい偶然」が注目されてきた。例えば樋口氏は、この写真の性格** れるやうな生命」、あるいはそれが写真を通じて現前するという「恐 しこの作中の写真が、樋口氏の前提とする正確な〈再現=表象〉機 この瀧子の写真については、従来、そこに写しだされる瀧子の「む

み出されていると考えられる。ものを起源とすることのない、写真という複製技術の作用として生ものを起源とすることのない、写真という複製技術の作用として生う。換言すれば、瀧子の「生命」とは彼女の実体的な「身体」そのの状態(ティスロン)において成り立っていると見ることができよの状態(ティスロン)において成り立っていると見ることができよ

また、こうした「私」のまなざしが、あくまで回想の中の写真に言えよう。

そして、このようなまなざしの性格は、「瀧子の小説」に写真同そして、このように、瀧子の小説に「生命」を見出す「私」いると考えられる。簡略に整理すれば、瀧子の小説に対する印象は「甚だし」い疲労という身体的条件の下で生じたものとして語られており、また瀧子の文章は、現在時において具体的に参照・引用さており、また瀧子の文章は、現在時において具体的に参照・引用されることがない。このようなまなざしの性格は、「瀧子の小説」に写真同そして、このようなまなざしの性格は、「瀧子の小説」に写真同と見られるのである。

で「散りぬるを」に論及して、自らを「人生」や「現実」などの「手川端は「文学的自叙伝」(『新潮』第三十一巻第九号、昭和九・五)

事件からの隔たりの下で思考する「私」自身のあり方に対する再帰の勢ひこんだ推量を裏切るかと思はれるのは、…」など)、また、の勢ひこんだ推量を裏切るかと思はれるのは、…」など)、また、のかこんだ推量を裏切るかと思はれるのは、…」など)、また、のかこんだ推量を裏切るかと思はれるのは、…」など)、また、のかこんだ推量を裏切るかと思はれるのは、…」など)、また、のかり方をめぐる「私」の思考(=夢)を導きながらも、同時に、「私」の恋意的な思考・夢想に事件を回収させることに絶えず抵抗し(「私のきり方をめぐる「私」の思考(=夢)を導きながらも、同時に、「私」の恋意的な思考・夢想に事件を回収させることに絶えず抵抗し(「私の変高的な思考・夢想に事件を回収させることに絶えず抵抗し(「私の変しなが、ここで目を向けてな一貫性を備えたものとされているのである。このように「私」の語り方をめぐる「私」の思考(=夢)を導きながらも、同時に、「私」の変意的な思考・夢想に事件を回収させることに絶えず抵抗し(「私の変し、このような「私」の想像的な視線は、作中で決して強固なが、ここで目を向けてなっただし、このような「私」自身のあり方に対する再帰の数の方をめぐる「私」の想像的な視線は、作中で決して強固ない。

の語りの特質を考える上で、次のような場面に目を向けてみよう。お前は自分に都合のいいことを書けるのだ」など)。こうした「私」的な問いを導き続けることになる(「死人に口なしを幸ひ、やつと

然の橋を架けてゐるのかもしれないのである。合作の小説はもしかすると、なにか高遠な思ひとの間にも、必私はあまりに凡夫と言はうか。いや、凡夫山辺三郎の警官との迎えた睡眠と仏法論の睡眠論との間に、必然の橋を架けるには、彼女等の葬式は無論仏式で行はれたけれども、彼女等の死を

(中略)

り、「予審終結決定書」の大胆な簡略さに頭を下げて、り、「予審終結決定書」の大胆な簡略さに頭を下げて、か失われ、芝居の筋書のやうなものに過ぎぬのでなからうか。まして私のやうに、そのなかから瀧子と蔦子との面影をもとめようなどとは、辞書の頁から女の寝息に触れようとするとおなば足る記録であつて、言葉の陰の三郎の心の動勢や表情は大部ば足る記録であつて、言葉の陰の三郎の心の動勢や表情は大部ば足る記録であって、言葉の陰の三郎の心の動勢や表情は大部

口ヨリ事ノ発覚スルヲ虞レ、更ニ同人ヲモ殺シテ逃走スルニ如ヲ屈曲シ、(中略)其儘再ビ眠リニ陥リシガ、被告人ハ蔦子ノル儘、熟睡中ナル同人等ニ聲ヲ掛ケタルモ、容易ニ目覚メザリル儘、熟睡中ナル同人等ニ聲ヲ掛ケタルモ、容易ニ目覚メザリルは、熟睡中ナル同人等ニ聲ヲ掛ケタルモ、容易ニ目覚メザリテノ寝室ナルニ階六畳間ニ上リ行キ、所携ノ短刀ヲ抜キ放チタテノ寝室ナルニ階六畳間ニ上リ行キ、所携ノ短刀ヲ抜キ放チタテノ寝室ナルニ階六の変装覆面シテ、同日午前ニ時頃、瀧子及ビ蔦

 高子がよくも再び眠れたものだと、私はなにか不気味なくらる のいに陥りしが」とは、被告の言葉を信じたのであらうが、あのりに陥りしが」といふのは、多分瀧子が騒ぎ立てることらしく、るに先立ち」といふのは、多分瀧子が騒ぎ立てることらしく、るに先立ち」といふのは、多分瀧子が騒ぎ立てることらしく、るに先立ち」といふのは、多分瀧子が騒ぎ立てることらしく、るに先立ち」といふのは、多分瀧子が騒ぎ立てることらしく、るに先立ち」といふのは、多分瀧子が騒ぎ立てることらしく、るに先立ち」といるのだが、胸に短刀を突き刺さだから「直ちに」絞殺したとあるのだが、胸に短刀を突き刺されている。

過程を通じて、流動的に生成・変化していく思考の様相を形象化するものとして位置付けられるべきだろう。「訴訟記録」の膨大な引るものとして位置付けられるべきだろう。「訴訟記録」の膨大な引るものとして位置付けられるべきだろう。「訴訟記録」の膨大な引過程を通じて、流動的に生成・変化していく思考の様相を形象化すられる。

は。」
そんな神仏のやうな殺し方がお前に出来るかね。奇蹟だ、それそんな神仏のやうな殺し方がお前に出来るかね。奇蹟だ、それず、さからひひとつせず、お前の膝を枕に眠つてくれるやうな、「ほんのたはむれだと信じて、息が止まるまで殺されると思は

テクスト末尾近くの一節に目を向けてみたい。

「さうか。小説だつたのか。」と、悪魔に退散されてみると、ないか。」

さに過ぎぬ。(以下略) 者の一人に加へてもらへばそれで満足である。いづれも人間われ。しかし、文中諸所で述べたやうに、その記録も所詮は犯人い。しかし、文中諸所で述べたやうに、その記録も所詮は犯人い。 なは省みて面を赤らめる。この一篇は訴訟記録や精神鑑定報告

右の一節で、「私」は、直前の「小説家」としての自らの立場・右の一節で、「私」は、直前の「小説家」としての自らの立場・持権性を強調しようとする発言から反転するような形で、ここまでける思考を手放し、自身の言葉を「犯人や法官その他の人々」による発言(「小説」)と同じ平面上に位置付ける。すなわちここでは、「訴訟調書」との対話を通じて形づくられてきた「小説」の様態が、《私の小説》という枠組みを逸脱してきたということが確認されるのであり、そうした脈絡において、「私」の「小説」の試みは疑はしい」と述べるとともに、自身を「犯人や法官その他の人々」による発言(「小説」)と同じ平面上に位置付ける。すなわちここでは、「訴訟調書」との対話を通じて形づくられてきた「小説」の様態が、《私の小説》という枠組みを逸脱してきたということが確認されるのであり、そうした脈絡において、「私」の「小説家」としての自らの立場・右の一節で、「私」の声に関する様々な言説が絡み合う錯綜したディスクールとして自らを提示していると言うことができよう。

れ自体の謂い(「いろはにほへと…」)であるとも見られるのである。にないし事件)を指し示すものであるともに、端的に「言葉」それ、私たちの「現実」なるものを形づくる、〈言葉=虚構〉の次元に他ならないだろう。末尾に示される「色は匂へど散りぬるを」という一節は、この意味で、その「生」について多様な思考を促しながらも、既に失われ、「記録」の言葉としてのみ留められる三人という一節は、この意味で、その「生」について多様な思考を促しながらも、既に失われ、「記録」の言葉としてのみ留められる三く「人間わざ」=人為的な虚構という水準で同列に置かれているこく「人間わざ」=人為的な虚構という水準で同列に置かれていること「入間わざ」=人為的な虚構という水準で同列に置かれていることであるとも見られるのである。

四

義について、若干の考察を付しておきたい。

最後に、ここまで検討してきた「散りぬるを」のあり方が持つ意

の言葉の引用=反復(「代作」)であるということを受け止め、むしの言葉の引用=反復(「代作」)であるということを受け止め、むしる「代作ならざるものはない」・「表現の具の言語そのものからし品で代作ならざるものはない」・「表現の具の言語そのものからし品で代作ならざるものはない」・「表現の具の言語そのものからし品で代作ならざるものはない」・「表現の具の言語そのものからし品で代作ならざるものはない」・「表現の具の言語そのものからしい。文学作品に「言語そのもの」をはじめ他者の「代作」的要素が不可避がを夢想するのではなく、むしろ「代作の汚濁の溢るる」ととほぼ同時期に発表された評論「俗論」(『時事新「散りぬるを」とほぼ同時期に発表された評論「俗論」(『時事新

などとして理解されるべきではあるまい。注目する必要があるのは、

この結末部において、「事件」をめぐる多様な言説群が、ジャンル

点においてであると考えられる。 点においてであると考えられる。 点においてであると考えられる。 点においてであると考えられる。 点においてであると考えられる。 はにおいてであると考えられる。 はにおいてであると考えられる。 はにおいてであると考えられる。 はにおいてであると考えられる。 はにおいてであると考えられる。 になどではなく、こうした川端文学の方向性の先鋭的な提示というになどではなく、こうした川端文学の方向性の先鋭的な表言になどではなく、こうした川端文学の方向性の先鋭的な提示というは、人間の生を成りな言説(『病的殺人の研究』)の膨大な引用から織りなきになどではなく、こうした川端文学の方向性の先鋭的な提示という情神医学的な言説(『病的殺人の研究』)の膨大な引用から織りな発言になどではなく、こうした川端文学の方向性の先鋭的な提示という情神医学的な言語(『病的殺人の研究』)の膨大な引用から織りな発言になどではなく、こうした川端文学の方向性の先鋭的な提示という情神医学的な言語(『病的殺人の研究』)の膨大な引用から織りなきになどではない。

> ばならない。 直しに繋がる射程を持つテクストとして、改めて読み直されなけれ相、さらには川端文学全般に関する定型化した評価の枠組みの問い国』の前史と見なされがちであった昭和十年前後の川端の試みの位国。の前史と見なされがちであった昭和十年前後の川端の試みの位

場内外で貴重な御教示を下さった方々に感謝を申し上げたい。潮社、昭和五十五~五十九)における口頭発表「川端康成「散りぬ平成十七・十二・二十四)における口頭発表「川端康成「散りぬ平成十七・十二・二十四)における口頭発表「川端康成「散りぬ平成十七・十二・二十四)における口頭発表「川端康成「散りぬるを」の位相」にもとづき、大幅に加筆・修正したものである。るを」の位相」にもとづき、大幅に加筆・修正したものである。なお引用にあたり、新字体を旧字体に改め、ルビを省略する等の改変を適宜施した。本論文を旧字体に対している。

注

- 現行の形にまとめられた。(1)初出『改造』第一五巻第二号(昭和八・一二、原題「瀧り魔」)、『改造』第一六巻第六号(昭和九・五、原題「通り魔」)、子」)、『改造』第一六巻第六号(昭和八・一二、原題「瀧り 初出『改造』第一五巻第一一号(昭和八・一一、原題「散り
- (3) 具体的には、「『鬼熊』の死と踊子」(『改造』第一二巻第五号、波文庫、昭和二七・六)でも川端は同様の発言を行っている。社、昭和一五・九)。また、「『抒情歌・禽獣』あとがき」(岩(2)「『改造社版 新日本文学全集 川端康成集』あとがき」(改造

二)、「田舎芝居」(『中央公論』第五〇年第五号、昭和一〇・昭和七・五)、「二十歳」(『改造』第一五巻第二号、昭和八・昭和五・五)、「それを見た人達」(『改造』第一四巻第五号、

- 平成五・五)他)による。 実録的犯罪小説」(『国文学解釈と鑑賞』第五八巻第一二号、(4)「実録的犯罪小説」という呼称は、小林芳仁氏(「川端康成の(4)「実録的犯罪小説」という呼称は、小林芳仁氏(「川端康成の
- (5)前掲「『改造社版 新日本文学全集 川端康成集』あとがき」
- 第四号、平成一〇・三)参照。をめぐって-」(『日本東洋文化論集 琉球大学法文学部紀要』(6)新城郁夫「解体される犯罪小説-川端康成「それを見た人達」
- 和四二・一一)所収)(7)三島由紀夫「解説」(川端康成『眠れる美女』(新潮文庫、昭
- 参照。 (8)前掲「『改造社版 新日本文学全集 川端康成集』あとがき」
- 小説−」(『立教大学日本文学』第七○号、平成五・七)(9)新城郁夫「《小説》論のなかの『散りぬるを』−川端の犯罪
- 創刊号、平成七・三)。
 成五・一二)、「川端康成の実録的犯罪小説」(『十文字国文』成五・一二)、「川端康成の実録的犯罪小説」(『十文字国文』を構の美学-」(『国文学解釈と鑑賞』第五八巻第一二号、平虚構の美学の実録的犯罪小説二 「散りぬるを」その事実と
- (11)「『散りぬるを』における典拠と位相」(田村充正他編『川端

- 号、平成一三・三)。 ぬるを』における認識の背理と成就」(『国文学』第四六巻四ぬるを』における認識の背理と成就」(『国文学』第四六巻四文学の世界1 その生成』勉誠出版、平成一一・三)、「『散り
- 然概念をめぐって-」(『人文学』第一七二号、平成一四・一(1)真銅正宏「通俗小説の偶然性-横光利一「純粋小説論」の偶
- (3) 樋口久仁「川端康成『散りぬるを』論-そのリアリティ生成の論理について-」(『ノートルダム清心女子大学キリスト教の論理について-」(『ノートルダム清心女子大学キリスト教の論理について-」(『ノートルダム清心女子大学キリスト教の論理についてー」(『ノートルダム清心女子大学キリスト教の論理についてー」(『ノートルダム清心女子大学キリスト教の

- (15) 前掲三島由紀夫「解説」
- 事実と虚構の美学-」(16)前掲「川端康成の実録的犯罪小説二 -「散りぬるを」その
- (17)前掲「『散りぬるを』における典拠と位相」

 $\widehat{20}$

- しておきたい。(18) 片山氏が挙げていない所で、やや大きな改変点を幾つか指摘
- いう言葉は、『病的殺人の研究』には見られない。 方が先きに目を覚ましてくれなかつたんですかしらん。」と愚痴らしい言葉」として挙げられる、「どうして蔦子さんの①「散りぬるを」で三郎が「法官に対してただ一つもらした
- ②「散りぬるを」の「検事の聴取書」における三郎の発言は、②「散りぬるを」の「検事の聴取書」における三郎の発言は、
- 居た為かと思ひます。」とだけある。

 「どうしてそんな気になつたか。」/「酒を飲んででせうと思ひます。」とされているのに対し、『病的殺人の研す。」/「どういふ気持か。」/「いたづらをしてみたい気持うといふことはありません。そのときの気持だらうと思ひまるを」では「どうして二人を嚇かす気になつたのか。」/「どるを」では「どうして二人を嚇かす気になつたのか。」/「どるを」では「どうして、「でいる」が、「職かし」の気持を持った理由について、「散りぬ③三郎が「嚇かし」の気持を持った理由について、「散りぬ
- (19)このように「法」との関係において自らの正当なる位置を確

- 犯罪』、講談社+α新書、平成一七•一、参照)。 範な言説と明瞭に重なりあうものである(芹沢一也『狂気と保しようとする菊池の立場は、同時代における精神医学の広
- (21)前掲「『散りぬるを』における典拠と位相
- (22)前掲『病的殺人の研究』二九四~二九七頁参照。
- (24)前掲新城郁夫「解体される犯罪小説-川端康成「それを見た
- 郁夫「《小説》論のなかの『散りぬるを』-川端の犯罪小説(25)「散りぬるを」と探偵小説との類似性については、前掲新城

- 説論」の偶然概念をめぐって-」にも指摘がある。 前掲真銅正宏「通俗小説の偶然性-横光利一「純粋小
- $\widehat{26}$ 作中で繰り返し用いられる「生命」等の言葉の意味は一義的
- 27 前掲「《小説》論のなかの『散りぬるを』―川端の犯罪小説 拠と位相」)という把握が穏当ではないかと考えられる。 には捉えがたく、片山倫太郎氏が述べる「〈私〉の志向する 目標物の総称の如きもの」(前掲「『散りぬるを』における典
- $\widehat{28}$ 前掲樋口久仁「川端康成『散りぬるを』論-そのリアリティ 生成の論理について-」。
- 29 「彼女のあらはな生命」という言葉が「瀧子の裸の胸に写つ 身体の細部ではなく、「ぼうと白い平面」として写る「胸」、 瀧子の「生命」を見いだす「私」の視線は樋口氏が強調する たやうなもの」と言い換えられていることにも明瞭なように、 もしくは胸を中心とした身体全体に向けられていたと考えら
- (3) セルジュ・ティスロン『明るい部屋の謎 写真と無意識』(青 山勝訳、人文書院、平成一三・八)
- (31) このことは、長谷正人が指摘するように、写真における「プ るい部屋』を読み直す」、青弓社編集部編『『明るい部屋』の していると見られる(長谷正人「写真、バルト、時間-『明 を経た「内省的活動」を通じて見出されるということに対応 ンクトゥム」(見る者を突き刺す細部)が、「ある時間的経過 ロラン・バルトと写真の彼方へ』(青弓社、平成二〇

- の「生命」に対する「私」の視線が、あくまで具体的な対象 から時間的に隔たった地点で成立していることである。 所収)。ただし、ここで強調しておきたいのは、 瀧子
- 32 松浦寿輝「見ることの閉塞」(『新潮』第八九巻第六号、平成 所収)、柄谷行人編『近代日本の批評 昭和篇 (上)』 (福武書 店、平成二・一三)など。 五・六、松浦寿輝『物質と記憶』、思潮社、平成一三・一二、
- 33 (3) このような「私」のあり方は、特に雑誌初出形 前掲片山倫太郎「『散りぬるを』における認識の背理と成就」 や仏典の記述に思考を誘い出されていくあり方に顕著な形で ぬるを」)で詳細に示される、「睡眠」に関する「百科辞書」 (原題「散り
- 内容との関係だけで見れば「必然性のない」(林)と見える 学界』、昭和八・一二)における批判を容れたものではない 道楽」・「原稿紙うづめの怠け手段」と断じているが、物語 を与えつつも、「引用されてゐる辞典の文句など」を「悪い かと推測することができる。林は「散りぬるを」に高い評価 論及される、林房雄の文芸時評(林房雄「一一月作品評」、『文 形におけるこの一節の削除は、川端の「文学的自叙伝」でも 言葉を連想的に意識に呼び出していくのである。なお、現行 の花」と、娘達の眠りとセクシュアリティを暗示するような という語の音と合わせる形で、「水密桃、眠貝、眠草、 生き生きしさ」で感じていき、さらには「睡眠」/ をめぐる記述から瀧子たちの身体を「火の燃えるやうな 表されていると言える。ここで「私」は、辞書の「睡眠火山 一眠り」

- 示すものであったことは確かであるように思われる。 せよ、この一節が「散りぬるを」の特徴的なあり方を端的に
- 35 前掲樋口久仁「川端康成『散りぬるを』論-そのリアリティ 生成の論理についてー」。
- $\widehat{36}$ 同右
- $\widehat{37}$ 「私は…思ひがつてゐるのではないかしら」など、自身の思 こうした語りの性格と対応していると見られる。 考や心理の理由の不確かさ、捉え難さを示す表現の多さは

38

前掲片山倫太郎「『散りぬるを』における認識の背理と成就

- $\widehat{39}$ 巻、平成一七・三)、同「川端康成「抒情歌」の方法-「夢」 詳細は、 を参照されたい。 の破れ目-」(『文芸研究』第一六一集、平成一八・三)など デット・クローチェの受容を視座に-」(『比較文学』第四七 拙稿「初発期川端康成における「表現」理念-ベネ
- $\widehat{40}$ 奥出健『川端康成『雪国』を読む』(三弥井書店、平成元 界』第八号、平成五・六)など。 五)、片山倫太郎「昭和八年の川端康成」(『川端文学への視
- 41 前掲片山倫太郎「昭和八年の川端康成」参照
- 42 真銅正宏氏は一散りぬるを」を、一通俗小説的な側面と、 俗小説の偶然性-横光利一「純粋小説論」の偶然概念をめぐ 小説論」に先行するテクストとして位置付けている(前掲一通 というトピックが作中に見られるという点で、横光の「純粋 な形式を備えると共に、「偶然と必然の問題、および感傷性 小説すなわち、 いわゆる純文学の側の側面を併せ持つ」よう

践の同時代的な位相については別に検討する機会を待ちた も関連付けうるだろうが、この問題を含めた川端の言説・実 位置そのものの失効を提示する「散りぬるを」のありようと の反響」、初出『文藝春秋』第一三年六号(昭和一〇・六)、 はほとんど顧みていないということである(「「純粋小説論」 要なトピックであったはずの「偶然性」という問題について の文学言説を熱心に追求する姿勢を示しつつも、その中で重 のは、川端が、横光の「純粋小説論」をはじめとした同時代 って-」)。示唆的な見解であるが、ここで注目しておきたい 「小説」を超越的な立場から制御しようとする「小説家」の 『新潮』第三二年七号(昭和一〇・六)参照)。このことは、